

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市大字道合一〇七三番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 矢作 豊治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目四一七番地六〇二荻野総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荻野 和宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市花田四丁目八番地五、最後の住所埼玉県春日部市南五丁目八番三五号大月テラスハウスA棟A

被相続人 亡 黒川 武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県越谷市南越谷四丁目二番地二エクレシア法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中村 毅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市東越谷五丁目一九番地一、最後の住所埼玉県越谷市南越谷五丁目一六番地一八墨水南越谷マンション二八号

被相続人 亡 田代 文雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県草加市中央一丁目一番二二号松口イヤルビル三階草加法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒木 真名

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡寄居町大字寄居七九二番地、最後の住所埼玉県大里郡寄居町大字寄居七七八番地八

被相続人 亡 武藤 ソノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県熊谷市宮町二丁目一七四番地三島山ビル二階井野和幸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 井野 和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県鴻巣市大芦一八八八番地、最後の住所埼玉県鴻巣市大芦一八八四番地二

被相続人 亡 福島 勇二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七の一の四細田屋ビル二階工藤啓介法律事務所

相続財産清算人 弁護士 工藤 啓介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市横渚一一三番地、最後の住所千葉県鴨川市横渚一一三番地

被相続人 亡 滝口 秀男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

千葉県本更津市新田二丁目六番一号

さ総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区北大塚一丁目二四番地、最後の住所千葉県長生郡白子町古所三二五〇番地六四七

被相続人 亡 船木 武身

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

事務所千葉県千葉市中央区中央二丁目八番五号ジュビタービル八階B

あまね法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿南二丁目八番地、最後の住所川崎市宮前区宮崎二丁目九番地一五

被相続人 亡 前川 弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字上輪七四三番地第二、最後の住所千葉県富里市日吉台二丁目二三番地八

被相続人 亡 田中 龍馬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

事務所千葉県成田市花崎町八〇〇番地六丸喜ビル五階

弁護士法人リーガルプラス成田法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区港南三丁目一八四〇番地一、最後の住所東京都大島町差木地一番地大島恵の園

被相続人 亡 伊勢 純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

東京都千代田区内神田一丁目一六番二二番青木ビル三階

江口衛法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所川崎市川崎区浜町一丁目一六番三号ファミリエ

被相続人 亡 加藤健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

神奈川県川崎市川崎区東田町八番地パレール三井ビルディング一階一〇一〇一室

川崎ひかり法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区恵比寿南二丁目八番地、最後の住所川崎市宮前区宮崎二丁目九番地一五

被相続人 亡 前川 弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

神奈川県川崎市宮前区鷺沼一丁目一番地一D1Kマンション鷺沼二一〇

さぎぬま法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市秋葉区田家三丁目二八八〇番地、最後の住所新潟市秋葉区田家三丁目三番二六号

被相続人 亡 小出 利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二日

事務所新潟市秋葉区新栄町一七番一号

相続財産清算人 司法書士 小柳 陽一

決算公告

令和8年9月2日 東京都渋谷区恵比寿南三丁目1番1号

Nexxen Media Japan株式会社

代表取締役 ヤイル・オゼリ

貸借対照表の要旨 (令和7年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	117,075	負債	40,296
固定資産	14,258	引当金	277
		貸付金	4,641
		有価証券	5,439
		貸倒引当金	△0
		固定資産	79,164
		資本	10
		利益剰余金	79,154
		その他利益剰余金	79,154
		(うち当期純損失)	(3,077)
		新株予約権等	11,872
資産合計	131,334	負債・純資産合計	131,334